

掲載内容

第1章 法定後見

第1 後見等開始審判申立て

- [1] 夫の母の後見開始審判申立ては、夫が亡くなった後には妻はできない?
- [2] 内縁関係のパートナーについて、後見等開始審判の申立てはできる?
- [3] 後見開始の審判を被後見人となる本人は申立てできない?
- [4] 後見人は、被後見人の息子の後見等開始審判を申し立てることができる?
- [5] 兄弟が健在であれば、首長申立てはできない?
- [6] 首長が後見等開始審判の申立てをする際にも住所特例がある?
- [7] 外国人は日本の成年後見制度を利用できない?
- [8] 子の一人が親を囲い込んで、診断書が取得できない。このままでは、申立てはできない?
- [9] 鑑定を実施しないで、後見開始審判をすることはできない?
- [10] 3類型(後見・保佐・補助)全て、開始審判には、鑑定が必要?
- [11] 母の後見開始審判申立てをしたいが、銀行口座が全て不明では申立てできない?
- [12] 後見開始の審判申立ては、審判が出るまでは自由に取下げできる?
- [13] 専門職を後見人候補者にすれば、必ず選任される?
- [14] 後見開始の審判を申し立てたが、鑑定の結果は保佐相当であった場合、まずは、後見開始審判の取下げが必要?
- [15] 認知症の初期で不安がある場合、具体的な代理権等は設定せずに、補助人を選任して将来に備えることができる?
- [16] 後見の登記事項証明書には、開始審判後の全ての事項が記載されている?

第2 審判前の保全処分

- [17] 本人の預貯金が使込まれていて、一刻も早く勝手な流用を止めさせたい場合は、まずは財産管理者の選任を申し立てられる?
- [18] 財産管理者が選任されると本人は財産管理権を喪失する?
- [19] 後見命令が出された場合、選任された財産管理者には、後見人と同じ権限がある?

第3 財産管理

- [20] 後見人は、選任前の法律行為を取り消すことはできない?
- [21] 初回報告は、全ての預貯金口座の残高証明書を取得し、正確に作成する義務がある?
- [22] 被後見人が今後、施設入所予定である場合、入所施設の費用を確認し、今後の収支予定を立てる必要がある?
- [23] 後見人に選任されたら、本人口座のある金融機関には届出をする義務がある?
- [24] 保佐開始の届出を行う前になされた被保佐人による銀行預金の払戻しを保佐人は取り消すことができる?

- [25] 金融機関への届出には、必ず後見人の印鑑登録証明書が必要?
- [26] 被後見人が施設に入所して、自宅に戻る可能性がない場合には、「居住用不動産」には該当せず、売却には家庭裁判所の許可は不要?
- [27] 高齢者住宅に入居して、他の施設(特別養護老人ホームなど)に転居することとなった場合、施設間での転居のため家庭裁判所の許可は不要?
- [28] 後見人は、被後見人の納税処理の義務を負う?
- [29] 財産の目減りを防ぐため、後見人が金融商品を購入することも許される?
- [30] 被後見人は、貸金庫内の物品を取り出せる?
- [31] 保佐人に選任されると、代理権は付与されていなくても財産目録の作成は必要?
- [32] 預貯金額が一定以上あれば、後見制度支援信託・支援預金を利用しなければならない?
- [33] 第三者が後見人に選任された場合、郵便物の回送囑託の申立ては、原則として一度は認められる?
- [34] 後見事務の遂行に必要な費用をあらかじめ見積もり、前もって一定額を本人口座から払い戻して現金で保管することは、現金出納帳を作成していれば許容される?

第4 身上保護事務

- [35] 被後見人が施設入所後に入院する場合は、施設を退所する必要がある?
- [36] 後見人は、本人の現状から施設入所が必要であれば、施設入所契約を締結する代理権があるので、入所させることができる?
- [37] 後見人は離婚訴訟と和解離婚を成立させられる?

第5 医療

- [38] 被後見人が入院した場合、他に適任者がいなければ、後見人が保証人にならなければならない?
- [39] 被後見人が入院し、手術を受ける必要があるが、親族に適任者がいなければ、後見人が同意することとなる?
- [40] 被後見人が精神科病院に医療保護入院をする必要がある場合、その同意は、まずは後見人がすることとなる?
- [41] 医療保護入院をしている本人が、退院請求を希望した場合、後見人は法定代理人として、退院請求をすべきである?

第6 第三者に対する責任

- [42] 被後見人が第三者に損害を与えると、後見人に責任がある?
- [43] 後見人が開始した後は、被後見人は遺言を作成することはできない?
- [44] 被保佐人が希望した場合、保佐人は遺言執行者になれる?

第7 後見監督人

- [45] 後見監督人が選任されている場合の被後見人財産の調査・目録の作成は、後見監督人には事後報告だけでよい?
- [46] 後見人が、被後見人の財産から貸付けを行いたいと希望しても、監督人として同意をすることはできない?
- [47] 後見監督人は、本人が施設に入所して生活が安定し、後見人から報告を受けていれば、必ずしも本人と面会する必要はない?

第8 報酬の基本的考え方

- [48] 後見人を選任する必要があるが、本人には僅かな財産しかない。本人財産で不足があれば、申立人が後見人の報酬を支払う必要がある?
- [49] 本人の財産が僅少である場合、後見人の報酬は付与されない?
- [50] 第三者の専門職が後見人に選任されている場合、被後見人の財産状況や後見人の報酬額は、親族にも報告しなくてはならない?

第9 終了

- [51] 本人やその親族との対応に困難があっても、それだけでは、後見人の辞任の「正当な事由」に該当しない?
- [52] 一つのケースで保佐人を解任されても、他のケースには影響しない?
- [53] 本人の推定相続人調査は、後見人であれば、どのような場合でも行うことができる?
- [54] 後見開始の審判が確定したら、被後見人が死亡するまで終了しない?

第10 死後事務

- [55] 本人が亡くなった後の報告は、家庭裁判所に必ずすべきものである?
- [56] 被後見人の死後、入院費は支払わなければならない?
- [57] 葬儀費用については支出が認められる?
- [58] 後見人は、葬儀・供養・墓じまいなどの火葬・埋葬を超える事務を内容とする死後事務委任契約は締結できない?
- [59] 本人の自筆証書遺言があった場合は、そのまま相続人に引き継ぐべきである?

第11 個人情報の取扱い

- [60] 後見人は、施設ニュースへの本人写真の掲載を許可できる?
- [61] 後見人は、本人の個人情報につき、第三者に提供することができる?

第2章 任意後見

第1 任意後見契約

- [62] 任意後見契約は民法の典型契約ではない特殊な契約である?
- [63] 任意後見は、受任者を信頼して契約するものであり、複数と契約することは認められない?
- [64] 任意後見契約は、自由に解除できる?
- [65] 任意後見契約と同時に財産管理契約を締結した場合、判断能力が低下すれば、財産管理契約は失効する?
- [66] 親権者は、子を代理して任意後見契約を締結することはできない?
- [67] 任意後見契約が登記されている場合には法定後見開始の審判申立てはできない?

第2 任意後見監督人選任申立て

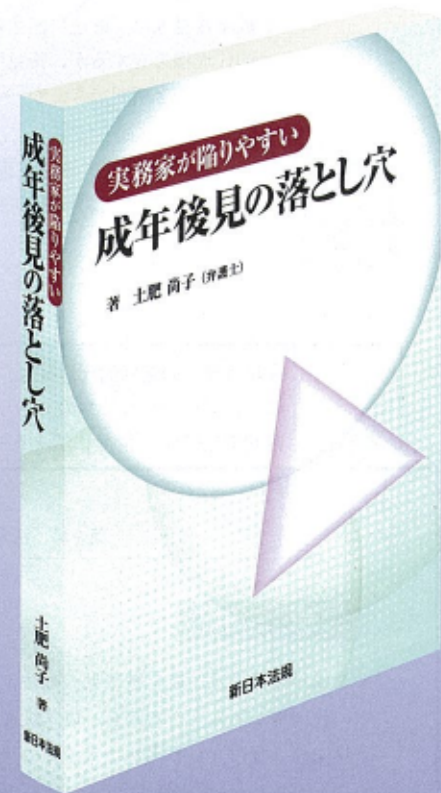
- [68] 法定後見の開始審判がなされたら、任意後見契約は必ず終了する?
- [69] 任意後見契約が終了すれば、任意後見人の代理権も消滅する?
- [70] 死後事務委任契約は、任意後見契約が発効していなければ、執行することができない?

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

実務家が陥りやすい 成年後見の落とし穴

著 土肥 尚子 (弁護士)

勘違いや思い込みによる 間違いを防ぐために!



- ✿ 実務家が誤認しがちな成年後見・任意後見業務をめぐる法律問題を、「誤認例」を示して解説しています。
- ✿ 申立てから財産管理、身上保護、死後事務まで、後見人が行う業務を幅広く取り上げて解説しています。
- ✿ 成年後見制度利用促進専門家会議委員であり、実務に精通した弁護士が執筆した確かな内容です。

A5判・総頁238頁
定価3,190円(本体2,900円) 送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日も可)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も 新日本法規WEBサイトで 発売!! **〈電子版〉**
定価2,970円(本体2,700円)

新日本法規出版株式会社

本社 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷山町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3196 仙台市東区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷山町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒780-8536 高松市原町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.10)51001401

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ 法律出版社ならではの情報を発信



【4】 後見人は、被後見人の息子の後見等開始審判を申し立てることができる？

Aさんは2年前に夫が亡くなってから、物忘れが激しくなり、預金払戻しもできなくなり、成年後見人Bさんが選任されました。Aさんには、知的障害のある長男(Cさん)がいて、Cさんの財産管理もAさんが行っていたため、Cさんの生活もままらなくなってきています。Cさんにも成年後見人が必要ですが、申立てをしようとする親族はいません。BさんはAさんの法定代理人としてCさんの後見開始審判申立てができるのでしょうか。

- POINT**
- ・成年後見人の代理権に、本人の親族の後見開始審判申立ても含まれるか
 - ・成年後見人は「財産に関する法律行為」につき、包括的代理権を有するが、後見開始審判申立ての代理権も含まれると解釈できるか

誤認例 成年後見人は、本人の法定代理人として、包括的代理権を有しており、本人の親族の後見開始審判申立てもすることができる。

本当は 成年後見人の包括的代理権は、「財産に関する法律行為」について認められるものであり、本人の親族の後見開始審判申立ては、「財産に関する法律行為」に含まれるか否



解 説

成年後見人は、成年被後見人の法定代理人として、包括的に広範囲の代理権があるところから、成年被後見人に代わって、その親族の後見開始審判申立ても当然できるとの考えもあります。

しかし、成年後見人については、「後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。」(民859)と規定されています。「代表する」とは包括的に代理権を有するということです。

つまり、成年後見人の代理権は、包括的であるものの「財産に関する法律行為」と規定されています。そこから成年被後見人の親族の後見開始審判申立てが「財産に関する法律行為」に含まれるかが問題となります。

成年後見人は、財産管理をその重要な職務の一つとしています。その成年後見人を選任するための審判申立てであること、開始審判申立て以外には成年後見人を選任する途はないことから、「財産に関する法律行為」に該当すると解釈も可能と考えられます。実際に、成年

第4 身上保護事務

【35】 被後見人が施設入所後に入院する場合は、施設を退所する必要がある？

Aさんは、特別養護老人ホームに入所していますが、脳梗塞を起こして入院してしまいました。

施設からは退所しないとイケないのでしょうか。

- POINT**
- ・入所契約の内容
 - ・施設基準

誤認例 特別養護老人ホームは介護保険施設であるが、医療ケアを必要として入院したのであるから、退所が必要である。



本当は 入院期間が長期でなく(おおむね3か月以内)、退院後の身体状況も施設での生活が可能であれば、退所する必要はない。

解 説

本人の生活場所がどこになるかは、本人にとって、最重要事項の一つです。住み慣れた自宅での生活の継続を望む人が多いのですが、

特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難になった要介護の高齢者が入居できる公的な「介護保険施設」の一つで、「特養」と呼ばれています。公的な施設であるため、民間が運営する有料老人ホームに比べると費用が比較的安価であり、看取りの対応が可能などところも多く、「終の棲家」と考えられています。現在、原則として要介護3以上の人が入居対象とされています(介護保険法8X X II、介護保険法施行規則17の9、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令1 I三~五)。入居待機者が多く、数年待たないと入れないといわれてきましたが、地域によっては、待機者が減っているところもあります。

他に「老人保健施設」という施設もあり、そこは、医療ケアやリハビリが必要とされる要介護の高齢者を対象とし、原則として、自宅に戻るためのリハビリを中心としている施設であり、「老健」と呼ばれます。入院した場合には、老健は退所となります。

特養については、入所後は終生利用を原則としている施設といえます。しかし、本問のように、入所後に脳梗塞などの疾病により、入院が必要になることがあります。この場合、特養の介護サービスではなく、病院による医療ケアが必要になったということであり、特養の契約をどうするのか、という問題が生じます。

この点につき、厚生労働省が定める「特別養護老人ホームの設備及

第1 任意後見契約

【62】 任意後見契約は民法の典型契約ではない特殊な契約である？

私は、Aさんと任意後見契約を締結したのですが、監督人を選任しなければ任意後見人にはならないと聞きました。とても特殊な契約なのでしょうか。

- POINT**
- ・任意後見契約
 - ・公正証書によることの意義
 - ・停止条件

誤認例 任意後見契約は、公正証書によってしなければならない、監督人の選任も必要であるなど、特殊な契約である。



本当は 任意後見契約に関する法律に委任契約と規定されているものであり、民法の委任の規定が当然適用される。

解 説

平成12年の民法改正により、現行の成年後見制度が施行されましたが、その際に任意後見制度が新たに創設されました。同制度は、本人が任意後見契約の締結に必要な判断能力を有している間に、後見事務の内容と後見をする人(任意後見人)を、自ら事前の契約によって定

めておくものです。

そして、事前に締結される任意後見契約は、公正証書によることとされ(任意後見3)、また、任意後見監督人が選任された時から効力が生じると定められています(任意後見2-1)。任意後見監督人選任が停止条件(民127 I)となっている契約です。

このように特別の定めがあることから、任意後見契約は、特殊な契約であると捉えられがちですが、任意後見契約に関する法律には「自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約である(任意後見2-1)」と定められています。すなわち、任意後見契約の法的性質は委任契約ですので、任意後見契約に関する法律の定め以外は、民法の委任の規定がそのまま適用されます。

委任契約とは、「法律行為をすることを相手方に委託」する契約です(民643)。委託する人を委任者といい、受託する人を受任者といいます。そこから、任意後見契約の受任者は任意後見受任者と呼ばれます